

## 不適正排出の改善に向けた行政指導指針

以下の手順に従い、不適正排出の改善に向けた対策を実施します。

### 【不適正排出となる行為】

- 「茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画」に位置付けられた分別区分や排出方法に従わない、集積場所への一般廃棄物の排出
- 決められた集積場所以外の集積場所への一般廃棄物の排出
- 集積場所への産業廃棄物、処理困難物の排出
- 市外のものによる市内の集積場所への廃棄物の排出
- 集積場所以外への廃棄物の投棄

### 1. 状況把握

収集作業や地域住民からの相談を通じて、不適正排出が発生している集積場所を把握します。

### 2. 啓発

不適正排出を確認した場合は、排出物を残置するとともに、啓発シールを貼付し啓発を実施することで、改善を促します。【啓発シールの貼付】

啓発シールによる啓発を複数回実施しても改善が認められない場合で、かつ生活環境や公衆衛生を損なう排出や著しく不適正な排出が継続的に発生している場合は、チラシ等の配布や回覧により啓発を実施することで、改善を促します。【チラシ等の配布や回覧】

### 3. 調査

チラシ等の配布や回覧による啓発を複数回実施しても改善が認められず、改善を図るためには不適正排出者に直接指導するしかない場合は、不適正排出者を特定するために、集積場所周辺の巡回や地域住民への聞き取り調査を実施します。【巡回・聞き取り調査】

集積場所周辺の巡回や地域住民への聞き取り調査を実施しても不適正排出者を特定することができない場合は、袋の内容物から不適正排出者を特定するために、開封調査を実施します。【開封調査】

※ 開封調査については、個人のプライバシーに配慮し慎重に実施します。なお、開封調査は不適正な排出物のみを対象とし、適正な排出物について開封調査を実施することはありません。

#### 4. 指導

調査の結果、不適正排出者が特定できた場合は、排出者に対し、ヒアリングを実施します。【ヒアリング】

ヒアリングの結果、特別の理由があると認められない場合は、排出者に対し、分別区分や排出方法に従い適正排出を行うよう指導を実施します。【指導】

不適正排出の発生状況を確認し、改善が認められた場合は、指導は終了となります。改善が認められない場合は、再度開封調査を実施の上、指導を実施します。【指導後のフォロー】

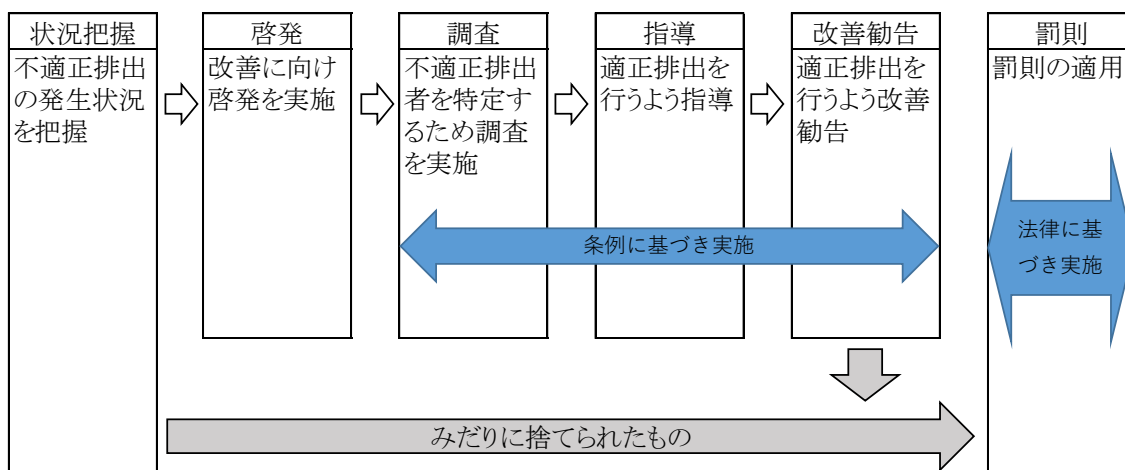
#### 5. 改善勧告

指導を複数回実施しても改善が認められない場合は、排出者に対し、分別区分や排出方法に従い適正排出を行うよう改善勧告を実施します。

#### 6. 罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

改善勧告を実施しても改善が認められない場合は、警察に情報提供を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条の規定に基づく対応を求めます。

#### 【対策の手順】



## 【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（国民の責務）

第二条の四 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

（投棄禁止）

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑